

「(仮称) 福島県教材型防災コンテンツ」開発業務委託仕様書

1 業務概要

東日本大震災と原子力災害から14年がたち、「3・11」を知らない子どもたちが増えていく中、子どもたちの防災意識を高めるとともに、災害の風化を防ぐため、県内の小中学校や高校の教員が授業等で利用できる「(仮称) 福島県教材型防災コンテンツ」(以下「コンテンツ」という。)を開発するとともに、利用促進のため広報を行う。(なお、以下、福島県を「甲」、委託先を「乙」と記す。)

2 費用の上限

12,320,000円(税込み)

3 期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)

4 業務内容

(1) 動画教材の開発

ア、動画教材については、甲が実施している県職員派遣型の「そなえるふくしま防災出前講座」の内容をベースとすること。東日本大震災及び令和元年東日本台風をはじめとする過去の災害について映像や写真を見ながら理解を深めることができるとともに、災害から自分の命を守るために必要な知識や心構えを学べる内容とすること。委託契約を締結することとなった場合、参考として、「そなえるふくしま防災出前講座」のスライドデータ等の資料を甲から乙に提供する。動画教材については、小中学校や高校の教員が学校の授業で上映し、児童や生徒が視聴することを想定した内容とすること。本県の地域特性を踏まえた内容となるよう配慮すること。なお、詳細については、甲乙協議の上、決定することとする。

動画教材については、児童・生徒の興味関心をひきつけるとともに理解度を高めるため、必要に応じ、タレントやナレーター(いずれも県内ローカル程度の知名度で差し支えない)を起用するほか、簡易的なアニメーションやイラスト、動画、写真等を適宜使用すること。なお、開発した動画教材については、教育現場において特定期限を設けず活用するので、事前に了承のこと。

■動画教材の内容のイメージ

1	オープニング
2	過去の災害の紹介(被災者のエピソードトークを含む)
3	福島県防災VR(※令和5年度に制作した既存の映像)の視聴
4	福島県防災VRの振り返り、防災知識の説明
5	エンディング

動画教材については、クイズを盛り込むなど、児童・生徒を飽きさせない配慮を講じること。動画教材には、甲が令和5年度に制作した映像「福島県防災VR」（地震・津波編及び水害・土砂災害編）のうち、甲が指定する部分を組み込むこと。エピソードトークについては、無償で取材に応じていただける方を甲が手配する。過去の災害の紹介に用いる映像や写真は、甲が用意する。

イ、動画教材の種類は、下表のとおりとする。（１）のアの表に記載のとおり、福島県防災VRについては既存の映像を使用する。したがって、新たに制作する部分は、下表の網掛け部分のみとなる。

災害の種別については「地震・津波編」と「水害・土砂災害編」があるが、「2、過去の災害の紹介」「5、エンディング」の部分は両編共通で差し支えない。一方で、「1、オープニング」「3、福島県防災VRの視聴」「4、福島県防災VRの振り返り、防災知識の説明」については、「地震・津波編」と「水害・土砂災害編」で異なる内容とすること。

小学生向けは、できるだけ易しく分かりやすい言葉使いや表現を用い、必要に応じて漢字に送り仮名を付けるなど児童向けの配慮を講じること。中高生向けは、小学生向けの内容からステップアップしたものとすること。

なお、下表の各動画教材について、ショートバージョン（内容の一部を削り、結合したもので構わない）を制作すること。削る部分は甲が指示する。

■動画教材の種類

災害の種別	対象	動画の総時間	新たに制作する部分の時間	福島県防災VR部分の時間
地震・津波編	小学生向け	29分30秒程度	25分程度	4分30秒程度
	中高生向け	34分30秒程度	30分程度	4分30秒程度
水害・土砂災害編	小学生向け	29分50秒程度	25分程度	4分50秒程度
	中高生向け	34分50秒程度	30分程度	4分50秒程度

（２）教員用授業マニュアルの制作

ア、教員が動画教材を活用した授業を実施する際に活用できる授業マニュアルを制作すること。授業マニュアルは、学校教育で一般に用いられる「学習指導案」に準じた内容とし、動画教材を活用した授業の流れや児童・生徒に伝えるべきポイント、活用の場面のイメージなどを記載すること。

イ、授業マニュアルの分量はA4で2～4ページ程度とし、要点を分かりやすく簡潔にまとめること。なお、詳細については甲乙協議のうえ決定することとする。

（３）ワークシートの制作

ア、児童・生徒が動画教材を活用した授業中に書き込むワークシートを制作すること。ワークシートは、動画教材の要点や、動画教材を見て感じたこと、今後取り組みたいことなどを記載できる構成とすること。

イ、分量はA4で1～2ページ程度とする。災害の種別、年齢別の計4種類作成すること。なお、詳細については甲乙協議のうえ決定することとする。

(4) コンテンツの広報

ア、コンテンツの特長や活用する利点、教員が手軽に利用できる点を周知する、教員向けのチラシを作成すること。チラシはA4両面カラー、コート紙70キログラムとし、印刷枚数は1万枚とする。デザインは、甲乙が協議の上、作成するものとする。チラシは福島県庁に一括納品すること。作成した電子データの著作権は甲に帰属するものとする。

イ、その他、効果的な広報の方法がある場合は、甲乙が協議の上、実施すること。

(5) ホームページサイトの制作及び電子データのアップロード

ア、動画教材、授業マニュアル、ワークシート及びチラシを教職員がダウンロードできるホームページサイトを制作すること。サーバーは福島県庁内設置ウェブサーバーとし、公開方法についてはフルオープン方式とする。サイトの仕様等については、甲乙協議のうえ決定することとする。

イ、動画教材、授業マニュアル、ワークシート、チラシの電子データをホームページサイトにアップロードすること。動画教材についてはYouTube形式で公開するほか、MP4形式のファイルをダウンロードできる仕様とすること。教員用授業マニュアル及びワークシートについてはWord形式及びPDF形式、チラシについてはPDF形式のファイルをダウンロードできる仕様とすること。

ウ、動画教材、授業マニュアル、ワークシート、チラシについては、ファイルを1つずつダウンロードする方法と、まとめてダウンロードする方法のいずれかから選択できる仕様とすること。

(6) 業務の進行管理

ア、上記(1)～(5)について、業務を計画的に実施するための全体工程表を契約締結後速やかに作成し、提出すること。提出後、甲乙で協議し、まとまった全体工程表に基づき、適切に進行管理を行うこと。

イ、コンテンツの完成予定時期は令和7年12月を目途とする。

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出すること。

- (1) 着手届（様式第1号）
- (2) 完了届（様式第2号）
- (3) 実施報告書（任意様式）

6 成果品の提出

乙は、委託契約書に定めるもののほか、成果品として以下を甲の指定する日までに提出すること。

- (1) 動画教材の電子データ（MP4形式）
- (2) 教員用授業マニュアルの電子データ（PDF形式、Word形式）
- (3) ワークシートの電子データ（PDF形式、Word形式）

- (4) チラシの電子データ (PDF 形式)
- (5) ホームページサイトを構成する電子データ一式 (HTML、CSS 等)

7 その他

- (1) 乙は各業務の遂行にあたり、各業務実施方法について、随時、甲と十分な協議を行うとともに、各業務の進捗状況を適時適切に甲に報告すること。
- (2) 制作したコンテンツの権利は甲に帰属すること。
- (3) 受託業務の推進上必要となる経費は、委託契約金額に含まれる事務経費から支出すること。
- (4) 乙は、受託業務の推進上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要のある場合には、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (5) その他、この仕様に書かれていない事項については甲乙協議の上、決定すること。